



知っていますか？

野良猫に関する 責任・条例・罰則 など



野良猫の世話をされる方は その猫に対する一定の「責任」が伴います



うら面に書かれている対応を一切行わずエサやりのみを続けた結果
野良猫への給餌者に対する苦情がたくさん寄せられています。
行政機関からの指導対象とならぬよう、うら面記載の対応を行い
周辺住民と良好な関係を築きましょう。

長期間周囲の方々に迷惑を及ぼし、度重なる行政からの要請にも従わなかった結果、現実に
給餌者が責任を問われ損害賠償請求や給餌の
差し止め命令が出たような民事裁判の事例があります。



野良猫の世話をされる方は、周りの方からその猫の飼い主として認識される場合があります。その猫に対する責任を負えないのであればお世話をせずに見守るという考え方も大切です。

福岡市の条例には“猫の飼い主の遵守事項”があります



例えば…

- ・排便のしつけを適切に行い、他人に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・屋内での飼育に努めなければならない。
- ・やむを得ず屋外で飼育する場合は、不妊去勢手術等を実施し繁殖を防止するよう努めなければならない。
- ・猫の所有者を明らかにするため名札等を装着するよう努めなければならない。



愛護動物(猫や犬など)の遺棄・虐待は犯罪です



愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者は、
5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処されます。
愛護動物を遺棄・虐待した者は、
1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。
(動物の愛護及び管理に関する法律一部抜粋)